

緊急の立入検査を実施しています。

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災では、多くの被害が発生しました。

今回の火災では、地上へ直通する階段が1つしかない建物の4階で発生し、建物内に煙や熱気が充満したことにより多くの逃げ遅れが生じたものと考えられています。

このような状況を踏まえ、管内にある同様の建物を対象に緊急立入検査を実施しております。

立入検査では、防火管理の実施状況や、消防用設備等の設置状況の確認、避難経路となる階段等の施設に避難の支障となる物件が置かれていないか、防火戸の閉鎖の支障となる物件が置かれていないかの確認を行っております。

今回の火災と同様の被害を発生させないためにもご協力をお願いします。

建物関係者におかれましては、貴重な財産・人命を守るため、防火管理の体制や消防用設備等の点検、避難経路の状況等についてご確認をお願いします。

リーフレット（日本消防設備安全センター（違反是正支援センター）ホームページ）

